

《大磯町国民健康保険加入の

40〜74歳の方へ》

特定健康診査が 始まりま

特定健診とは、病気を発症する以前の段階で異常を見つけ、生活習慣改善などで将来的な病気を予防することを目的に行っています。生活習慣病になる前に特定健診を受けて自分の健康状態を確認しましょう。

▼対象
受診時に町国民健康保険に加入されている40歳から74歳までの方

特定健診を受診される方は、同時に肺がん、大腸がん、胃がん検診(※1)、肝炎ウイルス検査(※2)を申し込むことができます。

健診は、町内の医療機関で行う施設健診と、保健センターで行う集団健診があります。5月下旬に受診券をお送りしていますので、ご確認の上、お申し込みく



ださい。集団健診では骨密度測定、体験、健康レシピの試食など「健康づくり支援コーナー」も行います。
(※1)胃がん検診は集団健診のみ
(※2)過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方が対象
※受診時は保険証と受診券を忘れずに！

後期高齢者医療保険料の変更

後期高齢者医療保険制度

後期高齢者医療保険制度は、主に75歳以上の方が被保険者となる高齢者のための医療制度です。医療費の財源は、5割を公費、4割を若い世代の保険料、残りの1割を被保険者が負担する仕組みになっており、都道府県ごとに制度を運営する後期高齢者医療広域連合が運営しています。

保険料率の改定

保険料の計算の基となる保険料率は、広域連合が決定し、2年ごとに改正することになっており、この医療給付費が上昇すると想定されていることから、保険料率の上昇は避けられません。そのため、今回の改定では保険料率が急激に上昇してしまうため、負担軽減のため、剰余金と県の財政安定化基金の一部を取り崩すことで、保険料率の急激な上昇を抑制しています。



平成24年度・25年度の保険料率等(均等割額・所得割率)は次のとおりとなります。

保険料率等	平成24・25年度	平成22・23年度
均等割額(年額)	41,099円	39,260円
所得割率	8.01%	7.42%

また、年間保険料の限度額は、50万円から55万円に変更されました。

保険料の計算方法

保険料は、被保険者一人ずつで算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。

均等割額の軽減措置

世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が次のとおり軽減されます。詳しくはお問い合わせください。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合	軽減される額	軽減後の均等割額
33万円	8.5割	34,935円	6,164円
上記世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円(その他の各種所得なし)の場合	9割	36,990円	4,109円
33万円+(24万5千円×当該世帯に属する被保険者数(被保険者である世帯主を除く))	5割	20,550円	20,549円
33万円+(35万円×当該世帯に属する被保険者の数)	2割	8,220円	32,879円

◎問い合わせ

町民課 ☎内線247

◎問い合わせ

町民課 ☎内線274・275